

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	3月10日（木）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 工事の設計書作成に係る不適切な事務処理

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

土木部 統括課長 56歳 男性 戒告

(2) 概要

令和2年12月、「練馬区画街路第1号線」に係る橋梁下部工工事の設計書作成に際し、適正な設計書が作成されるための対応を怠り、工事着手後に土留め工の施工条件および交通誘導警備員の増員など、設計内容を変更する事態を招いた。

また、設計内容の変更に伴い、当該工事が一時中止および工期延長となり、約480万円の経費を生じさせた。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 樹木の剪定および伐採に係る不適切な事務処理

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

教育振興部 課長 46歳 男性 減給1/20・1月

教育振興部 課長補佐 65歳 男性 戒告

土木部 係長 56歳 男性 戒告

(2) 概要

令和2年9月、区立中学校の樹木に係る「剪定」の契約締結後、履行確認を怠り、履行期限を徒過して「剪定」が行われるとともに、「剪定」の作業終了前に経費を支出する事態を招いた。同年10月、当該樹木について、「剪定」の直後であるにもかかわらず「伐採」し、剪定経費約28万円に関して不経済な支出を生じさせた。

また、当該樹木（健全木）の「伐採」に際し、みどり保全の観点から、「伐採」の必要性の検証や代替方法の検討等について関係部署との協議を行うなどの対応を怠った。

このことは、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）ならびに同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

3 暴行行為

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

健康部 主事 56歳 男性 減給1/10・2月

(2) 概要

当該職員は、令和3年7月16日（金）、通勤途中の電車内において、男児の頭部を平手でたく暴行を加えた。

本件行為により、暴行罪の疑いで書類送検され、同年11月22日付けで罰金10万円の略式命令を受けた。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

4 処分年月日

令和4年3月7日

【問い合わせ】

〔項目1〕

練馬区 計画課 設計第二係 電話03-5984-4692

〔項目2〕

練馬区 学校施設課 管理係 電話03-5984-5723

〔項目3〕

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287